

三重県警察署協議会条例

平成十三年三月二十七日  
三重県条例第五号

改正 平成一七年三月二八日三重県条例第三一号平成一七年一二月二七日三重県条例第一〇一号

三重県警察署協議会条例をここに公布します。

三重県警察署協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十三条の二第四項の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の設置、その委員の定数、任期その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 別表の上欄に掲げる警察署に下欄に掲げる協議会を置く。

(委員)

第三条 協議会の委員の定数は、十五人以内において三重県公安委員会規則で定める。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、二回に限り再任されることができる。

4 三重県公安委員会は、委員に委員たるに適しない非行又は特別の理由があると認める場合においては、これを解嘱することができる。

(会長)

第四条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、警察法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百三十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県条例第三十一号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(三重県警察署協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に員弁警察署協議会及び上野警察署協議会の委員又は補欠の委員である者は、それぞれこの条例の施行の日に、いなべ警察署協議会及び伊賀警察署協議会の委員又は補欠の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員及び補欠の委員の任期は、前項の規定による改正後の三重県警察署協議会条例第三条第二項の規定にかかわらず、同日における員弁警察署協議会及び上野警察署協議会の委員及び補欠の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

9 この条例の施行の際現に員弁警察署協議会及び上野警察署協議会の会長である者は、それぞれこの条例の施行の日に、附則第七項の規定による改正後の三重県警察署協議会条例第四条第一項の規定により、いなべ警察署協議会及び伊賀警察署協議会の会長として選任されたものとみなす。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県条例第百一号抄）

(施行期日)

1 この条例中第一条並びに次項、附則第四項、第六項及び第七項の規定は平成十八年一月一日から、第二条並びに附則第三項、第五項、第八項及び第九項の規定は同月十日から施行する。

(三重県警察署協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 附則第四項の規定の施行の際現に久居警察署協議会の委員又は補欠の委員である者は、同項の規定の施行の日に、津南警察署協議会の委員又は補欠の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員及び補欠の委員の任期は、附則第四項の規定による改正後の三重県警察署協議会条例第三条第二項の規定にかかわらず、同日における久居警察署協議会の委員及び補欠の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 7 附則第四項の規定の施行の際現に久居警察署協議会の会長である者は、同項の規定の施行の日に、同項の規定による改正後の三重県警察署協議会条例第四条第一項の規定により、津南警察署協議会の会長として選任されたものとみなす。
- 8 附則第五項の規定の施行の際現に鶴殿警察署協議会の委員又は補欠の委員である者は、同項の規定の施行の日に、紀宝警察署協議会の委員又は補欠の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員及び補欠の委員の任期は、附則第五項の規定による改正後の三重県警察署協議会条例第三条第二項の規定にかかわらず、同日における鶴殿警察署協議会の委員及び補欠の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 9 附則第五項の規定の施行の際現に鶴殿警察署協議会の会長である者は、同項の規定の施行の日に、同項の規定による改正後の三重県警察署協議会条例第四条第一項の規定により、紀宝警察署協議会の会長として選任されたものとみなす。

別表（第二条関係）

警察署	協議会
三重県桑名警察署	桑名警察署協議会
三重県いなべ警察署	いなべ警察署協議会
三重県四日市北警察署	四日市北警察署協議会
三重県四日市南警察署	四日市南警察署協議会
三重県四日市西警察署	四日市西警察署協議会
三重県亀山警察署	亀山警察署協議会
三重県鈴鹿警察署	鈴鹿警察署協議会
三重県津警察署	津警察署協議会
三重県津南警察署	津南警察署協議会
三重県松阪警察署	松阪警察署協議会
三重県大台警察署	大台警察署協議会
三重県伊勢警察署	伊勢警察署協議会
三重県鳥羽警察署	鳥羽警察署協議会
三重県尾鷲警察署	尾鷲警察署協議会
三重県熊野警察署	熊野警察署協議会
三重県紀宝警察署	紀宝警察署協議会
三重県伊賀警察署	伊賀警察署協議会
三重県名張警察署	名張警察署協議会

一部改正〔平成一七年条例三一号・一〇一号〕